

教育・保育施設等における事故防止ためのガイドライン（地方自治体向け）について

◎趣旨

平成28年3月31日に、国から自治体に向けて示された教育・保育施設等における事故防止ためのガイドライン（技術的助言）の内容を5月の本会議で報告したところであるが、その後の対応状況を報告するもの

○事故防止のためのガイドライン（地方自治体向け）の内容

（※網掛け…5月時点で検討中であった事項。それぞれの対応状況（下線部）を記載。）

1 事故の発生防止（予防）のための取組み

（1）地方自治体と施設・事業者との連携及び事故発生時の対応のための体制整備

① 地方自治体と施設・事業者との連絡体制を整備する。

⇒本市の実施状況：各施設・事業者で危機管理マニュアルや緊急連絡先一覧を作成しており、庁内でも、必要に応じて所掌業務により役割分担している。事故報告のあり方について、各施設・事業者宛て周知している。

② ビデオ等の記録機器の活用（睡眠中、水遊び、食事中等）について検討するよう周知する。

ガイドラインの記載内容：

活動中の危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討するよう施設・事業者^{（下線部）}に周知する。

⇒対応状況：ビデオ等の記録機器の有効性について各施設等に周知した。

③ 保護者が活用できる医療面や法律面での対応についての相談先を周知する。

⇒本市の実施状況：必要に応じて、保健所の健康相談窓口や無料法律相談などを紹介している。そのほか、各担当課から周知を行っている。

（2）職員の資質向上

① 事故防止のためのガイドライン（施設・事業者向け）等について、地方自治体における実情を踏まえた研修等の実施により周知する。

⇒本市の実施状況：保育施設に対し、保育事故予防やリスクマネジメントに関する研修等を行い、危機意識の向上を図っている。

② 施設・事業者が自ら実施する研修を始めとした事故防止に関する取組みを支援するとともに、施設・事業者を対象とした研修の機会の確保に努める。

⇒本市の実施状況：本市が主催する研修について、施設・事業者に対して周知を行っている。

(3) 指導監査等の実施

① 事故の発生・再発防止に資する指導監査等の実施方法

ガイドラインの記載内容：

児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合に行う指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断する。

⇒対応状況：児童虐待に類する内容の通報や、保育士の配置基準や保育室等の面積基準を満たしていない旨の通報があった場合などに、事前通告なく指導監査等を行うものとする判断基準を策定した。(参考資料2参照)

(4) 施設・事業者への周知と取組みの推進

① 各施設・事業者の事故発生防止の取組みの推進

⇒本市の実施状況：国の事故防止に係る通知や県からの情報については、適宜、施設・事業者に周知を行っている。

② 日常的な事故発生防止の取組みについて

ガイドラインの記載内容：

施設・事業者への日常的な助言・指導が効果的な事故防止につながると考えられるため、児童対応や保育環境等について巡回指導等を行うことが望ましい。

⇒対応状況：教育・保育施設等における安全・安心のさらなる向上に向けて、実効性を備えた恒常的な取組みとするために、全施設を回るための体制や巡回指導を行う職員の資格の必要性、指導監査の所管課との連携のあり方など、実施体制や詳細についての検討を進めている。

2 事故の再発防止のための取組み

(1) 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知

ガイドラインの記載内容：

重大事故発生時には、外部の委員で構成する検証委員会による検証を行い、検証結果と再発防止策について必要な情報を施設・事業者に周知する。

⇒対応状況：重大事故が発生した場合に検証を行い、その結果を再発防止に役立てることが保育の安全・安心の向上のために重要であることから、本市においても、子ども・子育て会議の部会として検証委員会を設置し、必要な時に速やかに検証を行うことができる体制を整備する。

(2) 検証結果等を踏まえた指導監査等

ガイドラインの記載内容：

重大事故が発生した施設・事業者に対して定期的な指導監査等を実施する際に、事故の再発防止策がとられているか等を確認する。

⇒対応状況：ガイドラインが示されて以降、重大事故が発生した施設はないが、事故発生時には、検証委員会の検証結果を踏まえた再発防止策がとられているか確認する。